

## 北九州小倉ライオンズクラブ内規

当クラブは、ライオンズ必携「標準版クラブ会則及び付則」※最新版に準拠して運営されるが、さらに当クラブの運営を円滑ならしめる為に以下の内規を定める。

なお、当内規は「標準版」では明記されていない詳細項目並びに当クラブの独自の慣習等により「標準版」には馴染まない部分について定めるが、「標準版」との一定の整合性も考慮に入れ逸脱しすぎないように配慮して策定する。

### 【標準版クラブ会則 第3条 第2項「入会招請」に関する内規】

#### 第1条 新会員の招請入会及びその義務

- ①新会員の招請については、グッドスタンディング会員の推薦者（スポンサー）1名ないし2名を必要とする。
- ②スポンサーは、推薦書に候補者の氏名・略歴等の規定事項を記入（署名）それを幹事或いは会員委員長に提出し、会員委員会にて審議し、理事会の承認の後、正式の招請手続きを行う。
- ③招請候補者で入会の意志のある者は入会申込書を直ちに入会金・月会費（入会月含む）を納める。
- ④スポンサーは、推薦会員の例会への出席、会費の納入、奉仕活動への協力等会員としての義務履行に対する責任を負う。但し、未納会費については最終的に理事会にて所務する。
- ⑤新会員は、地区・リジョン・ゾーンにて実施される各スクール・研修会に参加する義務がある。
- ⑥新会員は、地区年次大会に3年以内に必ず1回以上は出席しなければならない。
- ⑦新会員は、ライオンブラザー（シスター）及びスポンサー指導のもとに一日も早くグッドスタンディング会員となる様、努力しなければならない。  
（新会員とは、⑤で定める新会員研修会を受講していない会員および受講後 1年を経過していない会員とする）

#### 第2条 入会式

新会員を迎えるに当たっては、当該委員長が司会のもとに例会にて厳粛、感銘ある戴帽式を実施し、クラブよりL帽・ラベルボタン（バッジ）ライオンズ必携・クラブ内規・記念誌・役員名簿・役委員会構成表等は無償にて支給する。

### 【標準版クラブ付則 第7条 第1項「入会金」に関する内規】

#### 第3条 入会金

入会に際しては、次の金額をクラブに納入しなければならない。

- ①正会員・・・¥30,000
- ②正会員（再入会）・・・¥10,000
- ③転籍会員・・・¥10,000

- ④交替会員（メンバーチェンジ）…¥10,000
- ⑤賛助会員…徴収しない（正会員に移行の場合 入会金¥30,000）
- ⑥家族会員…¥3,500（初年度のみ）

【標準版クラブ付則 第6条 第3項「クラブ例会/催し」に関する内規】

#### 第4条 例会

- ①毎月2回例会を所定の会場に於いて、次の日時を原則として開催する。  
第1例会：第1火曜日 12時15分～13時30分迄とする。  
第2例会：第3火曜日 18時30分～20時00分迄とする。  
ただし、事情がある場合は理事会の決定により変更することができる。
- ②次期例会食費については、会計年度末の6月中に理事会にて決定する。
- ③例会への欠席・遅刻・早退・バッジ不着用については、ファインを課す（別項）

【標準版クラブ付則 第6条 第1項「理事会の定例会議」に関する内規】

#### 第5条 理事会

- ①理事会は、通年では五役・前会長・副会長・副幹事・副会計・地区役員・理事に議決権を与え構成する。
- ②周年行事の年には、周年会長の判断で大会実行委員長及び顧問や部会長等を理事会構成員とし議決権を与えることができる。
- ③理事会は、毎月1回、第2火曜日、18時30分から20時までを原則とする。
- ④食費は出席者1名につき¥1,000を徴収する。
- ⑤理事は、定員を各委員会に1名を原則とし、任期中欠員を生じた時は、理事会の決定により補充する。※理事の任期は1年とする。
- ⑥理事会議事録は、会員の要望にて閲覧出来る。
- ⑦会長は、理事会と委員長会を合同で開催することが出来る。

【標準版クラブ付則 第5条 「委員会」に関する内規】

#### 第6条 委員会

- ①委員会は、委員長主催のもとに原則として毎月1回開催し、担当副会長並びに担当理事は出席するものとする。
- ②委員長は、開催の都度、出席者名・活動状況・その他を記載した報告書を幹事に提出しなければならない。
- ③各委員長は、協議して委員長会の開催を会長に申し出ることが出来る。
- ④委員会を活性化するために、委員会開催の際に1名につき1,000円を補助する。

【標準版クラブ付則 第2条 第4項「氏名委員会」に関する内規】

## 第7条 指名委員会

- ①次期第2副会長及び地区役員選出の為の指名委員会を毎年3月中に発足させ、指名委員長は、指名会に候補者名簿を提出する。
- ②指名委員会の構成は、クラブ三役・前三役・各副会長に元会長2名（元会長会推薦）の最大10名とし、前会長が指名委員長に就任する。（前会長が不在の場合は会長が就任する）
- ③副会長は、原則として順次繰り上がる。但し、欠員が生じた場合は即座に補充する。
- ④会長就任者は、原則として第1副会長であり若し将来、就任不能の事由が生じた時、第2副会長が繰り上がる。
- ⑤次期会長に指名された者は、5月度理事会に次年度組織表を作成し、理事会及び例会の承認を得なければならない。
- ⑥指名委員会は、選挙会に於いて次期第2副会長決定後に、その任務を終了する。

## 第8条 元会長会

本クラブの会長を終えた前・元会長で、元会長会を構成しクラブ運営に必要な時は、アドバイザーとして協力を為しその他親睦委員長として存在する。本会の招集者は前会長とする。

【標準版クラブ付則 第9条 「国際大会及び地区大会への代議員」に関する内規】

## 第9条 代議員

代議員の資格並びに優先順位は次のとおりとする。

キャビネット構成員・地区役員・現三役・次期三役・第2副会長・会員理事

【標準版クラブ付則 第5条 第2項「特別委員会」に関する内規】

## 第10条 特別委員会

会長は、必要と思われる特別委員会を理事会の承認を得て随時設置することができる。

【標準版クラブ付則 第6条 第4項「クラブ特別会合」～第7項に関する内規】

## 第11条 会合

- ①クラブ例会の他、年度内に次の会合を開催する。実施に当たっては計画委員会が立案し、理事会の承認を得る（但し、事由ある時は理事会の承認にて併催する事が出来る）
  - イ) 設立記念例会（チャーターナイト）4月
  - ロ) 観月会 9月又は10月
  - ハ) クリスマス家族例会 12月
  - ニ) 歴代会長をたたえる会

- ホ) 新会員歓迎会… (原則として入会日)
- へ) 最終例会 (5 役慰労会) 6 月
- ②クリスマス家族例会は全員登録とする。会員以外の会費については理事会にて決定する。
- ③会食費の剰余金は、年度末に事業費に繰り込む。

【標準版クラブ付則 第7条 第2項「年会費」に関する内規】

## 第12条 年間会費

- ①正会員の月会費は次のとおりとする。
  - イ)・クラブ運営費…¥8,700
    - ・クラブ事業費…¥1,500
    - ・例会食費…¥6,600
    - ・周年行事積立金… ¥700
  - 以上1ヶ月合計… ¥17,500
- ②例会食費を除くクラブ納入金は、会計年度当初に出席財務委員会より提出される予算案に基づき理事会および例会の承認を得る。
- ③上記会費の納入方法は指定銀行口座の毎月定額 (¥17,500) を自動引き落としとする。
- ④納入期限は、指定月の月末迄のクラブ納入とし、幹事は請求後60日を超えて遅滞した会員氏名を会員委員会と打合せ後、翌月の理事会にその会員の進退を審議し議決する。
  - ③に該当する会員も原則的に毎月銀行定額 (¥17,500) 自動引落としとするが、希望する会員のみ、従来通り納入することができる。但し、会費(¥17,500) 以外の特別徴収金は、請求月内に現金あるいは振込みにて納入する。

## 第13条 正会員以外の会費 (納入金)

- ①不在会員：正会員の月会費のうち例会会食費および積立金相当額を差し引いた月会費 ¥10,000 とする。
- ②名誉会員：理事会一任
- ③優待会員：①と同じ
- ④終身会員
  - イ) 継続して25年以上正会員であったことにより終身会員となる場合の国際会費\$650相当額の負担額は、理事会の決定により承認を経てクラブ負担とする。
  - ロ) 年会費
    - 第12条①で定める会費によらず、次の会費を負担する。
    - 7月1日で満80歳以上の年会費2万円。
    - 満80歳未満の年会費6万円。
    - (例会食費は実費を負担する)
- ⑤賛助会員：月会費1万円 (月2回の例会食事代を含む)
- ⑥家族会員：入会金\$35 年会費\$23 (2023年9月現在の会費。ただし変動制)

## 第14条 事務局運営費

- ①小口現金は¥50,000 を限度とする。

## 第15条 会議費

次の費用については、これをクラブ負担とする。

- ①クラブの理事会、元会長会（年1回）、委員長会…理事会で定めた金額を負担  
②ガバナー公式訪問（三役について）…登録料  
③ガバナー諮問委員会…登録料  
④1R. 会長及び幹事会…登録料  
⑤1R. 会長幹事会…登録料  
⑥1R. 及び2Z 委員長会…登録料  
⑦公式研修会…登録料及び1R 外の場合は旅費規定による。  
⑧その他理事会にて認可したもの。

## 第16条 大会・式典参加登録料及び旅費

別表旅費規程による。

## 第17条 ドネーション・ファイン

- ①会合に於けるドネーション・ファインは徴収後、テールツイスターが明細を附し、会計に引き渡し、テールツイスターはその明細書を保管する。

### 【ファイン】

ファイン徴収については標準会則に拘束されない。

- ・無届欠席…¥500
- ・届出欠席（1時間前まで）…¥200
- ・遅刻…¥200
- ・早退（定刻以前の退出）…¥200
- ・例会にバッジを着用しないで出席した者…¥200

総額の上限を3千円とする。

### ②祝儀・協賛金

- イ) ブラザークラブ及び諸団体に招待された時の祝儀は、登録料該当額とする。  
ロ) 区内ブラザークラブ式典への祝儀、協賛金は合議事項に基づき理事会にて決定する。

### ③謝礼

卓話謝礼は原則として¥20,000 以内とする。（但し、会員の場合は¥10,000 とする）

### ④記念品

退会者には感謝状を添え、理事会の審査によって記念品（10年以上は1万円、20年以上は2万円）を贈る。

### ⑤慶弔

- イ) 会員本人 結婚祝金…¥10,000

各人より ¥1,000 臨時徴収する

誕生日 (L・LL) … ¥6,000

本人または配偶者の出産祝金… ¥5,000

会員子女の結婚祝金… ¥5,000

結婚記念日…別途

還暦… ¥10,000

古稀… ¥10,000

喜寿… ¥10,000

米寿… ¥10,000

銀婚式… ¥10,000

金婚式… ¥10,000

ロ) 会員本人死亡… ¥30,000 (但し、理事会の事後承認にて可) 会員死亡の場合は供旗・供花 (1基)・弔辞を添え、会員は全員、告別式に参列するものとする。

ハ) 会員の配偶者死亡… ¥10,000 配偶者死亡の場合は、供花 (1基) とする。

ニ) 会員の初盆… ¥10,000

#### ⑥見舞金

イ) 会員の傷病入院 1 週間以上… ¥10,000

### 第 18 条 ライオンブラザー (シスター) 制度

①会員委員会により推薦された在籍 5 年以上のグッドスタンディング会員を会長の任命により新会員のライオンブラザー (シスター) として委嘱し、入会后 1 年間その指導に当たる。

イ) クラブの歴史・組織・運営・奉仕活動について。

ロ) ライオンズ用語の解説、その他。

ハ) 例会場において同席する。

②入会式において、クラブ会長の委嘱状を渡し、委嘱する。委嘱期間が終了した場合には、その旨を会長は例会で報告する。

### 第 19 条 褒賞規定

#### ①出席賞

イ) 1 年間例会 100% 出席賞 = 6 月第 2 例会で表彰 (副賞 ¥3,000 以内)

ロ) 会員が例会日にライオンズ国際協会の定めた公式会合に出席した時は、メイクアップとせず例会当日出席扱いにする。

#### ②三役賞

任期終了後、クラブ三役に賞状とパスト三役バッジを贈り表彰。

#### ③特別賞

クラブに多大なる貢献、クラブ運営に功績顕著な会員を表彰。

④上記の「①項のロ」及び「③項」の表彰方式については、理事会又は実行委員会にて定める。

⑤地区役員、実行委員長に対しては、感謝状及び記念品を贈呈する。(6 月第 2 例会)

## 第20条 レオクラブ

- ①北九州小倉レオクラブについてはスポンサークラブとしての使命を果たす。

## 第21条 姉妹（友好）クラブ

### ①姉妹クラブ

- イ) 荒尾ライオンズクラブ (337-E 3Z)  
熊本県荒尾市大正町 1-4-5 荒尾商工会館 2F  
TEL(0968)62-0574 FAX(0968)62-1017
- ロ) 郡山東ライオンズクラブ (332-D 3R-1Z)  
〒963-8871 福島県郡山市本町 2-18-8 理想プラン内  
TEL : 024-922-7314 FAX : 024-924-0742
- ハ) 港都ライオンズクラブ(300-C 2)  
台湾 台中市清水区中華路 609-1  
TEL(04)2626-9536 FAX(04)2623-1189  
<http://lion038.300c2.org.tw/>

### ②友好クラブ

- イ) つしまライオンズクラブ (337-A 4R-4Z)  
長崎県対馬市厳原町今屋敷 740 永瀬ビル 2F  
〒817 TEL(0920)52-2879 FAX(0920)52-3913
- ロ) 八重山ライオンズクラブ (337-D 3Z)  
〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 4-9 南の美ら花ホテルミヤヒラ 1F  
TEL・FAX (0980) 82-3645
- ロ) 沐蘭ライオンズクラブ(300-A 3)  
台湾 台北市松山区民生東路三段 113-25-8  
TEL(02)2547-3131 FAX(02)2719-8618

## 第24条 趣味の会

- ①会員相互間の親睦を目的とする同好会を設置することが出来る。但し、会員の自主運営によるものとする。
- ②同好会を設置した場合、責任者は会則および構成員等を会長に届出ること。
- ③年間収支報告書を会長宛提出のこと。

## 第25条 給与規定

- ①クラブ事務局員の給与、諸手当の支給は会計が行う。
- ②事務局員の給与、諸手当等は（別紙）事務局運営委員会規定による。

## 第26条 会報

- ①年間2回以上発行を原則とする。

## ②掲載内容

- イ) 例会、理事会、委員会等の議事録
- ロ) 会員の動向、表彰等の報告
- ハ) 収支報告（予算、決算、及びクラブ行事等）
- 二) アクティビティの実績と記録
- ホ) その他の寄稿記事

## 第27条 制服等

- ①例会での服装は、節度のあるものに留意し、夏季は半袖、開襟も可。
- ②会長等より帽子の着用の指示があった場合は必ず着用する。

## 第28条 その他

- ①会員への郵送、手配り等による私的文章及びクラブ全ての公式文章の配布は、事前に幹事に許可を得なければならない。幹事は内容により、理事会に議案として出さなければならない。
- ②会員は例会・理事会・委員会においては規律を重んじ且つ、秩序を乱すような言動は慎まなければならない。
- ③次期執行部は、4月1日より次年度のクラブ活性化の為、委員会構成・運営・事業の立案に着手しなければならない。各委員会の活性化を図ることを目的とし、現執行部の運営を妨げず、次期準備委員会等を開催できる。但し、計画会議とする。

## 第29条 内規の変更

内規の変更について会則付則、情報委員会により関係委員会と協議の上、理事会に付議し、例会の承認があったときより発効される。

### 【付則】

1. 平成6年7月1日改正
2. 平成8年7月1日改正
3. 平成10年1月20日改正
4. 平成11年8月1日改正
5. 平成13年2月20日改正
6. 平成14年1月22日改正
7. 平成17年7月1日改正
8. 平成20年1月30日改正
9. 平成21年12月15日改正
10. 平成22年1月20日改正
11. 平成23年6月4日改正

[変更] 第1条①・⑥／第4条／第5条①／第6条⑥／第8条①・②・⑤／第10条／第12条①・②・③／第14条①／第18条／第19条①・④・⑤・⑥／第22条②／第23条①・②／第28条③

[追加] 第3条⑤／第15条⑤／第24条③

[削除] 第8条④・⑦／第16条④／第19条②／第23条  
12. 令和5年11月21日改正

旅費規程				
大会名	支給額			
	登録料		基本旅行費用	
	代議員	会員	代議員	会員
国際大会	全額 (100%)	半額 (50%)	半額(50%)	¥10,000  但し、日帰りの場合は交通費100%支給とする
東洋東南アジアフォーラム			但し、1名 ¥50,000を 上限とする	
海外姉妹提携クラブ(港都)			日帰りの場合 交通費100% 支給とする	
複合地区大会				
337-A 地区年次大会				
国内姉妹クラブ等 その他の各式典				
その他、他クラブ表敬訪問 キャビネット等訪問時等	—			
「基本旅行費用とは」 交通費及び宿泊費又は、旅行代理店による費用清算。				

## 賛助会員内規

### 第1条 総則

1. 現状において、クラブ正会員として全面的に活動は出来ないが、クラブとその奉仕活動を支持し、クラブとの関係を維持したい地域社会の優れた人物を会員として招請する。
2. この会員籍はクラブ理事会の承認によって与えられ、その資格は原則1年間とし入会1年経過後の6月末日まで（年度末）とする。
3. クラブにおいて、正会員・不在会員・優待会員・終身会員から変更をする事は出来ない。
4. 賛助会員はクラブ会員数の10%を上限とする。
5. クラブ会員は、賛助会員在籍中に正会員に移行できるよう努める。

### 第2条 権利と義務

1. 例会への出席義務は免除されるが、いつでもクラブの奉仕活動・会合に出席する事が出来る。また指導・情報など必要とされる会合召集があった場合は出席しなければならない。
2. 会合に出席した場合は、クラブ事項についての投票権を有する。
3. クラブ組織の委員及び委員長に就任できるが、クラブ役員、準地区・複合地区・国際協会の役員・委員には就任出来ない。
4. 各種大会の代議員として代表することは出来ない。

### 第3条 入会金及び会費

1. クラブ入会金は徴収しない。
2. クラブ納入金は月額¥10,000とし、例会（月2回分）の食事代を含むものとする。
3. 正会員

## 家族会員内規

家族会員について次の通り内規を定める。

1. 一般会員の親・子供・配偶者・叔父・叔母・従弟・祖父母・その他扶養家族等の一般的な家族関係にある者で、ライオンズクラブ及びクラブ活動を理解し、ともに応援しようとする人物を推薦する。
2. 正会員1名につき、最低1名から4名までの家族会員を入会させることが出来ます。
3. 家族会員は、国際会則では正会員としてカウントされますが、337-A地区に関するアワードの勘定では、出席率・アクティビティ等ではカウントされません。
4. 家族会員は、年次大会のクラブ代議員数算出の対象としてカウントされます。
5. 家族会員は正会員ですが、必ずしも例会に出席する必要はありません。但し、可能な限り奉仕事業に参加することが望ましいです。
6. 家族会員の会費は国際会費として、一般会員の半額の\$21.5（¥2,150）のみとする。但し、入会金については初回のみ\$25.0（¥2,500）とする。国際協会費・地区会費・クラブ会費は原則として徴収しないものとする。

## 事務局運営委員会規定

第1条 この規定は、ライオンズクラブ国際協会 337-A 地区 1R・1Z・2Z のライオンズクラブ（以下ライオンズクラブと称する）より承認並びに付託された事務局運営委員会に関する規定を定める。

第2条 事務局運営委員会は、その期の 1R・1Z・2Z ゾーンチャーパーソンを正副委員長とし、各クラブより 1 名の委員選出を行い、構成メンバーとし、発足時構成メンバーは安定確立する迄、継続任務とする。

第3条 事務局運営委員会は 1R・1Z・2Z 合同事務局が、更に適正且つ合理的な業務を行う為に、運営・管理する事を目的とする。

第4条 就業規則を改廃する場合は従業員代表者の意見を聞き、事務局運営委員会で審議し、各クラブの 理事会並びに例会承認のうえ、事務局運営委員会で改廃する事が出来る。

第5条 昇給・賞与の査定をする場合は、事務局運営委員会で審議し毎年 4 月に決定する。

第6条 従業員賃金規定の改廃をする場合は、従業員代表者の意見を聞き、事務局運営委員会で審議し決定する。

第7条 1R・1Z・2Z ゾーンチャーパーソン主導により事務局運営委員会は、定期的で開催される。

第8条 事務局運営委員会は予算を有せぬ事とする。

H17.7.1

